

令和7年 第5回
士幌町議会臨時会

説 明 資 料

令和7年12月17日

(議案第1～4号 説明資料)

- ・議案第1号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の要旨
- ・議案第2号 士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の要旨
- ・議案第3号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の要旨
- ・議案第4号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の要旨

目的	<p>国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に基づき、民間との格差を是正するため、期末勤勉手当の支給率、給料表の改定を行う。</p> <p>あわせて、フルタイム会計年度任用職員のうち、町立小中学校に勤務する臨時教諭については、北海道教育委員会の規定に合わせて給料表を定めるとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴い、同臨時教諭に対して教職調整額を支給できるように改正を行う。</p>										
概要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 給料表の改定（職員、任期付き職員及び会計年度任用職員）</p> <ul style="list-style-type: none">・若年層に重点を置き、全体で3.3%程度の引き上げを行う。 (8,300円～12,300円の引上げ) <p>(2) 期末勤勉手当の支給月数の改定</p> <ul style="list-style-type: none">○職員及び会計年度任用職員<ul style="list-style-type: none">・期末手当 2.50カ月⇒2.525カ月・勤勉手当 2.10カ月⇒2.125カ月・合計 4.65カ月 (0.05カ月引上げ)○町長等特別職及び議会議員<ul style="list-style-type: none">・期末手当 4.60カ月⇒4.65カ月 (0.05カ月引上げ) <p>(3) 臨時教諭の給料表及び教職調整額の規定</p> <ul style="list-style-type: none">・町立小中学校の臨時教諭の給料表を新たに定めるとともに、教職調整額(10/100)を支給する。 <p>2 施行期日</p> <table><tbody><tr><td>施行日</td><td>公布の日</td></tr><tr><td>適用日</td><td>議案第1号 令和7年4月1日 (一部は令和8年4月1日)</td></tr><tr><td></td><td>議案第2号 令和7年4月1日 (一部は令和8年4月1日)</td></tr><tr><td></td><td>議案第3号 令和7年12月1日</td></tr><tr><td></td><td>議案第4号 令和7年12月1日</td></tr></tbody></table>	施行日	公布の日	適用日	議案第1号 令和7年4月1日 (一部は令和8年4月1日)		議案第2号 令和7年4月1日 (一部は令和8年4月1日)		議案第3号 令和7年12月1日		議案第4号 令和7年12月1日
施行日	公布の日										
適用日	議案第1号 令和7年4月1日 (一部は令和8年4月1日)										
	議案第2号 令和7年4月1日 (一部は令和8年4月1日)										
	議案第3号 令和7年12月1日										
	議案第4号 令和7年12月1日										

職員の給与に関する条例（昭和31条例第20号）新旧対照表

	改正案	現 行
(期末手当)	(期末手当)	(期末手当)
第14条 (略)	第14条 (略)	第14条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と_____とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と_____とする。
4～6 (略)	4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)	(勤勉手当)
第15条 (略)	第15条 (略)	第15条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に_____を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に_____を乗じて得た額の総額

改正案

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200

現行

改正案

	改正案			現 行		
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300

	改正案		現 行	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800

	改正案		現 行	
65	<u>259,900</u>	298,200	<u>345,900</u>	387,100
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	387,700
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	388,400
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	389,000
69	<u>261,100</u>	300,300	<u>348,400</u>	389,400
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	389,900
71	<u>261,700</u>	301,300	<u>349,500</u>	390,500
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	391,000
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	391,500
74	<u>262,600</u>	302,800	<u>350,900</u>	392,100
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	392,500
76	<u>263,200</u>	303,400	<u>351,600</u>	392,800
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	393,200
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	393,700
79	<u>264,100</u>	304,100	<u>353,000</u>	394,100
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	394,500
81	<u>264,700</u>	304,600	<u>353,800</u>	394,900
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	395,400
83	<u>265,300</u>	305,100	<u>354,600</u>	395,800
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	396,200
85	<u>265,900</u>	305,600	<u>355,300</u>	396,500
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>	397,000
87	<u>266,500</u>	306,100	<u>356,100</u>	397,400
88	<u>266,800</u>	306,400	<u>356,500</u>	397,800

	改正案			現 行		
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>	<u>398,100</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>	<u>398,600</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>	<u>399,000</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>	<u>399,400</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>	<u>399,700</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>	<u>400,200</u>		<u>299,400</u>
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>	<u>400,600</u>		<u>299,700</u>
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>	<u>401,000</u>		<u>300,100</u>
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>	<u>401,300</u>		<u>300,300</u>
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>			<u>349,800</u>
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>			<u>300,600</u>
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>			<u>350,200</u>
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>			<u>301,000</u>
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>			<u>350,600</u>
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>			<u>301,400</u>
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>			<u>351,500</u>
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>			<u>301,600</u>
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>			<u>351,900</u>
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>			<u>302,200</u>
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>			<u>352,300</u>
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>			<u>302,500</u>
110		<u>312,600</u>				<u>352,700</u>
111		<u>313,000</u>				<u>302,700</u>
112		<u>313,300</u>				<u>353,200</u>
						<u>303,000</u>
						<u>353,600</u>
						<u>303,300</u>
						<u>353,900</u>
						<u>303,600</u>
						<u>354,200</u>
						<u>303,800</u>
						<u>354,700</u>
						<u>304,200</u>
						<u>304,600</u>
						<u>304,900</u>

改正案		現行	
113	313,500	113	305,100
114	313,700	114	305,300
115	314,000	115	305,600
116	314,400	116	306,000
117	314,600	117	306,200
118	314,800	118	306,400
119	315,100	119	306,700
120	315,400	120	307,000
121	315,700	121	307,400
122	315,900	122	307,600
123	316,200	123	307,900
124	316,500	124	308,200
125	316,800	125	308,500
定年前再任 用短時間勤 務職員	200,300	227,800	269,500
			290,100
			305,700
			331,900
		定年前再任 用短時間勤 務職員	192,000
			219,500
			260,000
			279,700
			294,900
			320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

職員の給与に関する条例（昭和31条例第20号）新旧対照表

	改正案	現 行
(期末手当)	(期末手当)	(期末手当)
第14条 (略)	第14条 (略)	第14条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月 以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、 12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月 以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、 12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月 以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項 中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項 中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは 「100分の72.5」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項 中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは 「100分の72.5」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)	(勤勉手当)
第15条 (略)	第15条 (略)	第15条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて定める割合 を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞ れ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）に おいて受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に100分の10 6.25 を乗じ て得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて定める割合 を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞ れ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）に おいて受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、6月に支 給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じ て得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて定める割合 を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞ れ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）に おいて受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、6月に支 給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じ て得た額の総額

改正案	現 行
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> _____を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の50</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第22号）新旧対照表

		現 行	
改正案		(給与に関する特例)	
(給与に関する特例)		第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	
第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。		第4条 特定期付職員には、次の給料表を適用する。	
号給	号給	号給	給料月額
		巴	給料月額
1			198,000
2			250,000
3			301,000
4			355,000
5			405,000
6			455,000
7			508,000
8			574,000
2～5	(略)	2～5	(略)

土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育職給料表 (別表第3)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第14条第1項から第4項、同条第6項、第14条の2及び第14条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第14条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在、附則第5条第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額とする。ただし、教育職給料表 (別表第3) の適用を受ける会計年度任用職員（以下「教育職員」という。）については、給料月額及び教職調整額の合計額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条 給与条例第15条第1項、第2項第1号、第3項及び第5項までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「そ</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育職給料表 (別表第3)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第14条第1項から第4項、同条第6項、第14条の2及び第14条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第14条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在、附則第5条第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額_____」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条 給与条例第15条第1項、第2項第1号、第3項及び第5項までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「そ</p>

改正案		現 行																																																																																																																																																																																																																													
それぞれの基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額とする。ただし、教育職員については、給料月額及び教職調整額の合計額」と読み替えるものとする。		それぞれの基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額」と読み替えるものとする。																																																																																																																																																																																																																													
2・3 (略)		2・3 (略)																																																																																																																																																																																																																													
<u>第17条の2 教育職員には、当該教育職員の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。</u>		<u>第17条の2 教育職員には、当該教育職員の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。</u>																																																																																																																																																																																																																													
2 教育職員については、第10条及び第11条の規定は適用しない。		別表第1 (第3条関係)																																																																																																																																																																																																																													
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)																																																																																																																																																																																																																													
行政職給料表		行政職給料表																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>195,800</td><td>41</td><td>249,200</td><td>81</td><td>288,600</td><td>121</td><td>306,700</td><td>183</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>196,900</td><td>42</td><td>249,900</td><td>82</td><td>289,200</td><td>122</td><td>307,000</td><td>184</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>198,100</td><td>43</td><td>250,500</td><td>83</td><td>289,900</td><td>123</td><td>307,300</td><td>185</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>199,200</td><td>44</td><td>251,100</td><td>84</td><td>290,600</td><td>124</td><td>307,600</td><td>186</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>200,300</td><td>45</td><td>258,100</td><td>85</td><td>291,100</td><td>125</td><td>307,800</td><td>188</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>202,000</td><td>46</td><td>259,300</td><td>86</td><td>291,700</td><td>126</td><td>308,000</td><td>189</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>203,600</td><td>47</td><td>260,500</td><td>87</td><td>292,300</td><td>127</td><td>308,300</td><td>191</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>205,200</td><td>48</td><td>261,700</td><td>88</td><td>293,000</td><td>128</td><td>308,700</td><td>192</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>206,700</td><td>49</td><td>262,800</td><td>89</td><td>293,600</td><td>129</td><td>308,900</td><td>194</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>208,400</td><td>50</td><td>263,900</td><td>90</td><td>294,200</td><td>130</td><td>309,200</td><td>196</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>210,000</td><td>51</td><td>265,000</td><td>91</td><td>294,800</td><td>131</td><td>309,500</td><td>197</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>211,600</td><td>52</td><td>266,100</td><td>92</td><td>295,500</td><td>132</td><td>309,900</td><td>199</td><td>301,400</td></tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	1	195,800	41	249,200	81	288,600	121	306,700	183	300,000	2	196,900	42	249,900	82	289,200	122	307,000	184	300,000	3	198,100	43	250,500	83	289,900	123	307,300	185	300,000	4	199,200	44	251,100	84	290,600	124	307,600	186	300,000	5	200,300	45	258,100	85	291,100	125	307,800	188	300,000	6	202,000	46	259,300	86	291,700	126	308,000	189	300,000	7	203,600	47	260,500	87	292,300	127	308,300	191	300,000	8	205,200	48	261,700	88	293,000	128	308,700	192	300,000	9	206,700	49	262,800	89	293,600	129	308,900	194	300,000	10	208,400	50	263,900	90	294,200	130	309,200	196	300,000	11	210,000	51	265,000	91	294,800	131	309,500	197	300,000	12	211,600	52	266,100	92	295,500	132	309,900	199	301,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>183,500</td><td>41</td><td>238,200</td><td>81</td><td>278,800</td><td>121</td><td>298,000</td><td>183</td><td>298,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>184,600</td><td>42</td><td>239,100</td><td>82</td><td>279,500</td><td>122</td><td>298,300</td><td>184</td><td>298,300</td></tr> <tr><td>3</td><td>185,800</td><td>43</td><td>239,900</td><td>83</td><td>280,200</td><td>123</td><td>298,600</td><td>185</td><td>298,600</td></tr> <tr><td>4</td><td>186,900</td><td>44</td><td>240,700</td><td>84</td><td>280,900</td><td>124</td><td>299,000</td><td>186</td><td>299,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>188,000</td><td>45</td><td>247,400</td><td>85</td><td>281,500</td><td>125</td><td>299,200</td><td>188</td><td>299,200</td></tr> <tr><td>6</td><td>189,700</td><td>46</td><td>248,600</td><td>86</td><td>282,200</td><td>126</td><td>299,400</td><td>189</td><td>299,400</td></tr> <tr><td>7</td><td>191,300</td><td>47</td><td>249,800</td><td>87</td><td>282,800</td><td>127</td><td>299,700</td><td>191</td><td>299,700</td></tr> <tr><td>8</td><td>192,900</td><td>48</td><td>251,000</td><td>88</td><td>283,500</td><td>128</td><td>300,100</td><td>192</td><td>300,100</td></tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	183,500	41	238,200	81	278,800	121	298,000	183	298,000	2	184,600	42	239,100	82	279,500	122	298,300	184	298,300	3	185,800	43	239,900	83	280,200	123	298,600	185	298,600	4	186,900	44	240,700	84	280,900	124	299,000	186	299,000	5	188,000	45	247,400	85	281,500	125	299,200	188	299,200	6	189,700	46	248,600	86	282,200	126	299,400	189	299,400	7	191,300	47	249,800	87	282,800	127	299,700	191	299,700	8	192,900	48	251,000	88	283,500	128	300,100	192	300,100								
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額																																																																																																																																																																																																																						
1	195,800	41	249,200	81	288,600	121	306,700	183	300,000																																																																																																																																																																																																																						
2	196,900	42	249,900	82	289,200	122	307,000	184	300,000																																																																																																																																																																																																																						
3	198,100	43	250,500	83	289,900	123	307,300	185	300,000																																																																																																																																																																																																																						
4	199,200	44	251,100	84	290,600	124	307,600	186	300,000																																																																																																																																																																																																																						
5	200,300	45	258,100	85	291,100	125	307,800	188	300,000																																																																																																																																																																																																																						
6	202,000	46	259,300	86	291,700	126	308,000	189	300,000																																																																																																																																																																																																																						
7	203,600	47	260,500	87	292,300	127	308,300	191	300,000																																																																																																																																																																																																																						
8	205,200	48	261,700	88	293,000	128	308,700	192	300,000																																																																																																																																																																																																																						
9	206,700	49	262,800	89	293,600	129	308,900	194	300,000																																																																																																																																																																																																																						
10	208,400	50	263,900	90	294,200	130	309,200	196	300,000																																																																																																																																																																																																																						
11	210,000	51	265,000	91	294,800	131	309,500	197	300,000																																																																																																																																																																																																																						
12	211,600	52	266,100	92	295,500	132	309,900	199	301,400																																																																																																																																																																																																																						
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額																																																																																																																																																																																																																						
1	183,500	41	238,200	81	278,800	121	298,000	183	298,000																																																																																																																																																																																																																						
2	184,600	42	239,100	82	279,500	122	298,300	184	298,300																																																																																																																																																																																																																						
3	185,800	43	239,900	83	280,200	123	298,600	185	298,600																																																																																																																																																																																																																						
4	186,900	44	240,700	84	280,900	124	299,000	186	299,000																																																																																																																																																																																																																						
5	188,000	45	247,400	85	281,500	125	299,200	188	299,200																																																																																																																																																																																																																						
6	189,700	46	248,600	86	282,200	126	299,400	189	299,400																																																																																																																																																																																																																						
7	191,300	47	249,800	87	282,800	127	299,700	191	299,700																																																																																																																																																																																																																						
8	192,900	48	251,000	88	283,500	128	300,100	192	300,100																																																																																																																																																																																																																						

改正案

行現

改正案						現 行					
37	245,800	77	286,000	117	305,600	157	316,800	37	234,400	77	276,000
38	246,700	78	286,600	118	305,800			38	235,400	78	276,700
39	247,600	79	287,300	119	306,100			39	236,400	79	277,400
40	248,400	80	287,900	120	306,400			40	237,300	80	278,100
											120 297,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第3（第3条関係）

教育職給料表					
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	円	円	円	円	円
1	234,000	41	306,300	81	370,200
2	236,400	42	308,200	82	371,500
3	238,800	43	310,000	83	372,800
4	241,300	44	311,700	84	374,000
5	243,700	45	313,400	85	375,200
6	246,100	46	315,200	86	376,400
7	248,500	47	316,900	87	377,500
8	251,000	48	318,500	88	378,600
9	253,400	49	320,100	89	379,600
10	255,000	50	321,800	90	380,700
11	256,600	51	323,600	91	381,800
12	258,200	52	325,300	92	382,900
13	259,800	53	326,600	93	384,000
14	261,200	54	328,500	94	385,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

改正案							現行	
15	262,600	55	330,300	95	386,100	135	416,000	
16	264,000	56	332,000	96	387,200	136	416,300	
17	265,400	57	333,600	97	388,200	137	416,600	
18	266,600	58	335,500	98	389,200	138	416,900	
19	267,800	59	337,200	99	390,100	139	417,200	
20	269,000	60	338,900	100	391,000	140	417,500	
21	270,300	61	340,600	101	391,800	141	417,800	
22	271,400	62	342,300	102	392,800	142	418,100	
23	272,500	63	344,000	103	393,600	143	418,400	
24	273,700	64	345,700	104	394,500	144	418,700	
25	275,000	65	347,400	105	395,300	145	418,900	
26	276,700	66	348,700	106	396,200	146	419,200	
27	278,400	67	350,000	107	397,100	147	419,500	
28	280,100	68	351,300	108	398,000	148	419,700	
29	281,800	69	352,800	109	398,800	149	419,900	
30	283,800	70	354,300	110	399,800	150	420,200	
31	286,000	71	355,800	111	400,700	151	420,500	
32	288,200	72	357,300	112	401,600	152	420,700	
33	290,400	73	358,600	113	402,200	153	420,900	
34	292,600	74	360,100	114	403,100	154	421,200	
35	294,800	75	361,600	115	404,000	155	421,500	
36	296,900	76	363,000	116	404,900	156	421,700	
37	298,900	77	364,400	117	405,700	157	421,900	
38	300,800	78	365,900	118	406,400			

		改正案			現 行	
<u>39</u>	<u>302,700</u>	<u>79</u>	<u>367,400</u>	<u>119</u>	<u>407,200</u>	
<u>40</u>	<u>304,500</u>	<u>80</u>	<u>368,900</u>	<u>120</u>	<u>408,000</u>	
備考	この表は、町立小学校及び中学校に勤務する臨時教諭に適用する。					

土幌町長等の給与等に関する条例（昭和46年条例第34号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した町長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料額に100分の232.5を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した町長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料額に100分の230 を乗じて得た額とする。</p>

土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当は、基準日現在（議員の職を離れた者についてはその離れた日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の465</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当は、基準日現在（議員の職を離れた者についてはその離れた日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の460</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p>

『物価高対応子育て応援手当』

物価高の影響を特に強く受けている子育て世帯に力強く支援し、子ども1人につき2万円を支給することで、子ども達の健やかな成長を応援します。

【概要】

- ◇対象者：0歳から高校3年生までの子どもを養育する父母等
 - ・平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童
 - ・所得制限なし

◇支給額：子ども1人当たり2万円

◇支給方法：町が保有する子育て関連支援システムを活用

◇予算計上額：事業費16,863千円（扶助費16,600千円 事務費等263千円）

※想定人数830人

※財源は全額国庫補助金（物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金）を充当



『水道使用料の基本料金3ヶ月分減免』

物価高騰対策として、土幌町内で水道を使用しているすべての町民・事業者を対象（官公庁は除く）に水道使用料の基本料金を減免して、負担の軽減を図ります。

【概要】

令和8年1月請求分から3月請求分までの水道使用料の基本料金を減免する。使用者からの手続きは必要なく、減免した金額を簡易水道事業会計に繰り出す。なお、自家水（井戸）及び町外からの給水者には、減免相当額を申請により支援する。

◇減免予定額 : 9,000千円 (2,870件×1,045円×3ヶ月)
内訳：毎月検針分 (市街地) 1,890件 (1月・2月・3月の3回に分けて減免)
: 3ヶ月検針分 (農村部) 980件 (3月にまとめて減免)

◇自家水等利用者支援金：住宅利用水を井戸及び他町から給水している方へ水道基本料と同額を支援する。
26千円 (3,135円×8件)
水道担当での把握は、井戸3件、上土幌給水1件
全数把握できていない可能性があるため、申請により支援する方法とする。

※財源は全額重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を充当